

北海道森林管理局
局長 新島 俊哉 様

一般社団法人 北海道猟友会
会長 天崎 弘

猟銃による狩猟事故防止の徹底について

貴職におかれましては、これまで国有林野における狩猟活動にご理解とご配慮を賜り、多くの狩猟者が国有林野で充実した狩猟を続けてまいりました。

しかし、11月20日に恵庭市内の国有林で狩猟中の当会会員が、貴職員菅田健太郎殿を死亡させる重大な事故を起こしました。

私を始め北海道猟友会の全会員は、亡くなられた菅田健太郎殿のご冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するものであります。

このたびの事故は、自己防衛のために目立つ服装やヘルメットを着用していた被害者の方を誤認して誤射したものと聞いておりますが、事故現場の状況から誤認すること自体が全く想定できない状況で起きたと推認されます。

この事実は、これまで会員の指導に努めてまいりました当会に、大きな衝撃と課題を突き付け、安全狩猟の指導には限界がないことを改めて再認識させることになりました。

私は、この度貴職から指導をいただいた事項を真摯に受け止め、今後の指導の指針といたします。また、新島局長様のコメントには、突然優秀な職員を失った深い悲しみが満ち溢れていることを拝察させていただきました。

私は、会員に指導を受けた内容とコメントを周知し、悲惨な事故が起きたことをしっかりと認識して深い反省を促し、猟銃を所持する者の重たい責任と安全狩猟に徹する自覚を再確認させ、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

事故発生後、当会では、各支部において傘下の会員に次のとおり安全狩猟の遵守事項を再確認させており、その実施状況については、年明け早々にご報告いたします。

さらに、誤認に至った原因の把握に努め、今後の指導方法について、狩猟事故防止委員会や理事会等において検討を重ね、改めて、次期可猟期間までに実施する再発防止対策について、3月末を目処に貴職に報告いたします。

これからも強い決意の下、いかなる状況下にあっても法と狩猟マナーを遵守して、安全に狩猟を行う会員を育成してまいりますので、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

事故発生後に実施している指導の状況

- 1 11月21日付け各役員、各支部長、各狩猟指導員宛て通知【資料1】
 - ・ 事故の概要と全会員へ事故防止の遵守事項の指導を指示

2 12月3日付け各支部長宛て通知 【資料2】

- ・ 11月30日に7名の理事で構成する狩猟事故防止対策委員会(委員長田守副会長)を開催し、全委員から提言のあった次の対策を実施
 - ア 会員への伝達会議等を開催し、安全狩猟の必須事項等を記載したチラシを配付し、再発防止に向けた研鑽を積み、安全狩猟を徹底するよう指導する。
 - イ 支部の規模によって、指導に要する期間が異なることから12月末を期限として指導を終了させる。
 - ウ 全会員の指導が終了してから出猟させるために、12月末まで全ての地域で銃猟による狩猟を自粛する。
 - エ 指導状況を本部に報告させること。
 - オ 国有林野において公務執行中の職員を死亡させる事態に反省と哀悼の意を表するため、当分の間(最長3月31日)国有林野での狩猟を自粛する。

3 12月11日付け各役員、各支部長、各狩猟指導員宛て通知 【資料3】

- ・ 北海道森林管理局長指導通知と局長のコメントを全会員に配付し、再度事故防止への取り組みを徹底するよう通知
- ・ 1月15日から全ての狩猟者に対し、全道の国有林で銃猟が禁止されたこと及び北海道猟友会が国有林野で実施している自粛期間の変更を通知

各 役 員
各 支 部 長 様
各 狩 獵 指 導 員

一般社団法人 北海道獵友会
会 長 天 崎 弘

獵銃による事故の発生と安全狩獵の徹底について

貴職におかれましては、常日頃から事故防止とマナーの遵守について、会員を指導いただきまして感謝申し上げます。

しかし、誠に遺憾な出来事ではありますが、11月20日(火)に恵庭市において、狩獵を行っていた札幌支部の会員が、獲物と誤認したとして、北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所職員である菅田健太郎氏に発砲し、死亡させる事故が発生いたしました。

現在把握している事故の状況は別紙のとおりであり、亡くなられた御本人そして御遺族の方には、心からお悔やみを申し上げる次第であります。

この度の事故は、獲物の確認を怠ったことに起因するものと推測しております。

北海道では、平成23年と平成25年に誤射によって死亡や重傷を負う事故が発生し、平成26年には、暴発によって死亡する事故が発生しております。

狩獵を取り巻く厳しい社会的環境の中で、再び今回の事故が発生したことは、獵友会への社会的信用を著しく低下させ、狩獵関連制度の改善や獵場の規制緩和運動にも多大の影響を及ぼすものであると考えており、組織としての指導方法がとわれかねない状況にあります。

つきましては、安全狩獵と狩獵事故の再発防止を図るため、役員及び支部長におかれましては、下記事項について、全ての会員に対し再度指導を徹底されますようお願い申し上げます。

また、狩獵指導員の皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、パトロールを強化され、特に狩獵現場における「矢先の安全確認」、「獲物の確認」及び「脱包の励行」を重点事項として、狩獵者を指導されるようお願いいたします。

記

会員に対する指導事項

- ① 獵場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲すること。
- ② 獵場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認すること。
不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しないこと。
- ③ 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩獵を行わないこと。
- ④ 銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、獵場であってもこまめに脱包すること。
- ⑤ 大日本獵友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩獵者への周知を図ること。

北 獵 第 5 8 号
平成30年12月4日

各 支 部 長 様

一般社団法人 北海道獵友会
会 長 天 崎 弘

狩猟による事故の発生と安全狩猟の徹底について

貴職におかれましては、常日頃から事故防止とマナーの遵守について、会員の指導にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

しかし、誠に遺憾な出来事ではありますが、11月20日(火)に恵庭市でエゾシカ猟を行っていた会員の誤射によって、北海道森林管理局の職員が亡くなられる事故が発生いたしました。

道内では、誤射や暴発によって過去33年間で10件の死亡事故が発生しており、最近では、平成25年度に新十津川町と北見市留辺蘂町で死亡事故が2件発生しております。

北海道獵友会は、平成26年度から事故防止総合対策事業を実施し、会員の指導に努めて参りましたが、再び重大な事故が発生したことに深い反省と強い危機感を覚えております。

また、狩猟事故の発生によって、狩猟者への信頼を大きく損なう事態となり、適切に狩猟を行っている全国の狩猟者にも多大なご迷惑をお掛けすることになりました。

当会としては、この度の事故発生を受け11月21日に各支部長、各狩猟指導員宛てに「銃猟による事故の発生と安全狩猟の徹底について」を通知して、全ての会員に対する安全狩猟について再度指導を徹底されるようお願いしたところであります。

つきましては、亡くなられた菅田健太郎殿、そして御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するとともに、次のとおり、全ての会員に対して狩猟の自粛を通知し、狩猟事故防止の注意事項を確認して再発防止に向けた研鑽を積み、安全狩猟を徹底するよう指導することとしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在全会員への周知用チラシを準備中であり、近く送付することとしております。

記

1 狩猟自粛の実施

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃猟による狩猟を自粛する。

- (1) 道内の全ての地域において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間
会員への周知後から平成30年12月31日まで(年末までに指導を終了させる。)
- (2) 国有林野において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間
会員への周知後から当分の間(最長は狩猟終期の平成31年3月31日を想定)
ただし、地域の実態に応じて自粛期間を変更することがある。

2 会員に対する指導事項

- ① 矢先の確認

猟場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲すること。

② 獲物の確認

猟場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認すること。不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しないこと。

③ 脱包の確認

銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、猟場であってもこまめに脱包すること。

④ 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩猟を行わないこと。

⑤ 大日本猟友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩猟者や第三者への周知を図ること。

⑥ 狩猟は複数人で出猟し、猟場では互いに安全確認を補完する行動を取ること。

3 会員への伝達方法

会員への伝達は、次の方法により狩猟の自粛期間である12月31日までに実施する。

(入院等特別な事情にある者を除く)

(1) 支部又は部会などの単位で伝達会議を開催し、会員を指導する。

(2) 会員宅を戸別訪問し、指導を伝達する。

4 実施結果の報告

別紙様式によって、支部(部会等)における実施状況を12月31日までに報告してください。

〒 060-0806

札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F

TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020

E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp

恵庭市猟銃誤射事故の概要

30.12.3

1 事故発生日時

平成30年11月20日(火) 午後13時50分頃

2 事故現場

- ・ 恵庭市盤尻 ラルマナイの滝付近の国有林

3 被害者

- ・ 北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所職員(国家公務員)
菅田 健太郎 氏(38歳)
家族 妻、長男(小6)、長女(小2)、次女(1歳7ヶ月)

4 加害者

- ・ 札幌支部所属会員(49歳 会員歴4年)

5 事故の概況

- ・ 加害者は単独でシカ猟を行っていた。
- ・ 被害者は、同僚と2人で森林整備作業のため、加害者と反対方向の上手側の林道から事故現場に入り林道の整備を行っていた。
- ・ 被害者は、林道の下手側に加害者の車を発見し、事故現場から加害者側の間は崖崩れのため、車両による走行ができないことを知らせようとした。
- ・ 林道を加害者の方に歩き出した直後に、加害者が林道上から発砲したスラグ弾が命中し、病院に搬送後死亡が確認された。
- ・ 加害者は、シカと誤認して誤射したと説明している。
- ・ 林道上に居た加害者と被害者の距離は約120mであった。
- ・ 被害者はオレンジ色のヘルメットと赤い作業着を着用していた。
- ・ 加害者は、黒色の上着を着用し、帽子は被っていなかった。

◎ 会員の皆様へ ◎

北海道猟友会は、11月20日に恵庭市の国有林で会員の誤射によって亡くなられた菅田健太郎殿、そして御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するとともに、狩猟を自粛することといたしました。

また、安全狩猟のための基本事項を再確認して研鑽を積み、狩猟者の信頼回復と再発防止に努めます。

狩猟の自粛

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃猟による狩猟を自粛します。

1 道内の全ての地域において、銃猟による全ての狩猟を自粛

・ 本日から平成30年12月31日まで（指導確認期間）

2 国有林野において、銃猟による全ての狩猟を自粛

・ 本日から当分の間

（最長は狩猟終期の平成31年3月31日を想定）

ただし、地域の実態に応じて自粛期間を変更することがあります。

安全狩猟の必須事項

1 矢先の確認

猟場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲する。

2 獲物の確認

猟場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認する。不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しない。

3 脱包の確認

銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、猟場であってもこまめに脱包する。

4 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩猟を行わない。

5 大日本猟友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩猟者や第三者への周知を図る。

6 狩猟は複数人で出猟し、猟場では互いに安全確認を補完する行動を取る。

別紙

狩猟の自粛と事故防止対策の指導状況報告書

一般社団法人 北海道猟友会
会長 天崎弘 様

支部長

1 伝達会議の開催により実施

ア 参集方法(○印を付けてください。)

・ 支部単位

・ 部会単位

・ その他の方法(_____)

イ 実施時期

12月 日 ~ 12月 日

ウ 参加人数

名

2 個別指導により実施

ア 指導方法

・ 戸別訪問

・ その他の方法(_____)

イ 実施時期

12月 日 ~ 12月 日

ウ 参加人数

名

※ 報告はFax又は郵送でお願いいたします。 Fax番号 011-727-3020

各 支 部 長
各 役 員 様
各 狩 獵 指 導 員

一般社団法人 北海道獵友会
会 長 天 崎 弘

国有林における銃器による狩猟について

北海道獵友会では、この度恵庭市国有林で発生した会員の誤射事故が発生したことを真摯に受け止め、全力を挙げて事故の再発防止対策を進めることとしております。

このため、貴職には、会員に対して「狩猟事故防止の注意事項」を再確認して安全な狩猟に徹するよう指導をお願いしております。

さらに、会員の皆様には、会員への再確認の指導に要する期間として12月末まで全ての銃器による狩猟の自粛、そして亡くなられた菅田健太郎殿並びに御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表し、当分の間国有林における狩猟の自粛を要請しております。

この度、別紙(写)のとおり、北海道森林管理局長から狩猟事故防止の徹底と国有林の立入禁止区域に関する規制措置の実施並びに局長の心中を述べられたメッセージ「狩猟者の皆様へのお願い」の通知がありました。

つきましては、各会員に指導通知とメッセージを配布し、熟読の上再発防止に向けた取り組みを徹底するよう指導してください。

なお、現在全会員へ配布するための「森林管理局からの通知文書等」を準備中であり、近く送付することとしております。

また、全道の国有林が立入禁止区域となることから、12月4日付けで通知した狩猟の自粛期間を次のとおり変更いたします。

記

1 国有林の立入禁止区域の扱い

(1) 平成31年1月15日から今年度のエゾシカ可猟期間終了時まで、全道の国有林(石狩森林管理署管内を除く。)は立入禁止区域となり、銃猟による狩猟をすることができません。

(2) 石狩森林管理署管内

平成30年12月10日から今年度のエゾシカ可猟期間終了時まで、石狩森林管理署が管理する国有林は立入禁止区域となり、銃猟による狩猟をすることができません。

2 北海道獵友会が実施している狩猟自粛期間

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃猟による狩猟を自粛しております。

(1) 道内の全ての地域において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間

会員への周知後から平成30年12月31日までとし、変更はありません。

(2) 国有林野において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間

会員への周知後から平成31年1月14日までに変更します。

〒060-0806

札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F

TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020

E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp



平成30年12月11日

一般社団法人 北海道猟友会長
天崎 弘 様

北海道森林管理局長
新島 俊哉

銃器を用いた狩猟事故防止の徹底について(要請)

11月20日の貴猟友会会員の誤射による当局職員の死亡事故は、職員が赤色のジャンパー、オレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見て十分目立つ格好の安全対策を講じたうえで、発砲が禁止されている林道(公道)上を歩行していたにもかかわらず、発生したところである。

事故の原因は、現在警察で捜査中であるが、事故を起こした貴猟友会会員が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認を守らずに、さらに、法令で禁止されている林道(公道)に向けて猟銃を発砲したことは、明らかである。このことは、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、法令及び狩猟ルールの徹底が全くなされていないと言わざるを得ない。

エゾシカによる被害が深刻な中、当局においても、北海道や貴猟友会と連携して、エゾシカ捕獲対策を推進してきた中で、このような事故が発生したことは大変遺憾である。

については、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、一步間違えば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っているという責任の重さを今一度自覚し、関係法令と狩猟ルールに照らして、もう一度自らの行動を省みる機会としてもらうため、当面、以下の措置を講じることとしたところである。

- 今可猟期間(平成31年3月31日まで)において、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立入禁止区域を北海道内の全ての国有林に拡大する。
本措置は、貴猟友会会員をはじめ狩猟者への周知期間、現地における立入禁止表示の作業期間等を考慮し、平成31年1月15日から開始する。

(注) 鳥獣被害の重大性に鑑み、銃器を用いた有害捕獲等は従来どおり実施する。

貴猟友会におかれては、本要請を真摯に受け止め、上記の措置内容及びその趣旨について、別添「狩猟者の皆様へのごお願い」を必ず添付のうえ、全ての会員に対して周知徹底されるようお願いする。

併せて、貴猟友会においても再発防止策を検討し、その内容について報告願いたい。当局における次期可猟期間に向けた安全対策については、貴猟友会の再発防止策の内容も踏まえて検討し、改めて通知することとする。



狩猟者の皆様へのお願い

去る11月20日、北海道森林管理局 石狩森林管理署の職員が、恵庭市内の国有林において、狩猟者からエゾシカと間違えられ、誤射により死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

職員は、当日、同僚と二人で北海道を襲った台風21号の被害により林道上に倒れた木をチェーンソーで整理し、車の通行ができるようにする業務に従事していました。彼らは林道の入口から順次作業を行いながら車で進み、その途中で林道上に崩落土砂があったため、車から下車したところ、前方に、反対側の林道入口から進入して止まっている車を発見しました。そして、この先は通行できないことを伝えようと、林道上をその車に向かって歩いていたら、突然、猟銃で撃たれたのです。

職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見ても十分目立つ格好をしていました。また、木々は落葉しており、見通しのよい状態で、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたら誤射されたのです。

今回の事故の原因は、現在、警察で捜査中ですが、事故を起こした狩猟者が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認をまったく守っておらず、さらに、法令で禁止されている林道（公道）に向けて猟銃を発砲したことによることは、明らかです。

大切な職員を失った私としては、常日頃からこのようなことが行われていたのではないかと、さらには、本当にすべての狩猟者一人一人にまで、狩猟関係法令と狩猟ルールが徹底されているのだろうか、と疑念を抱かずにはいられませんでした。

亡くなった職員は平成14年に北海道森林管理局に採用され、これまで16年間、現場の最前線である森林事務所や森林管理局・署内において幅広い業務を経験し、将来、必ずやリーダー的な役割を担うであろうことが期待された優秀な人材でした。また、彼は38歳とまだ若く、奥さんと3人の小さな子供がいて、子供達もお父さんと遊ぶのが大好きでした。一家の大黒柱を失った奥さんや子供達をはじめご両親の大きな悲しみは、並大抵のものではないことは誰でも理解できると思います。一方の加害者においても、この罪を一生背負って

生きていかなければなりません。

猟銃による事故は、このように被害者と加害者の双方に対して、家族を巻き込んだ大きな不幸を突然もたらすことになり、二度と今回のような事故を起こしてはならないのです。

一方、北海道におけるエゾシカによる森林生態系や農林業への被害は、いまだ深刻な状況にあります。北海道森林管理局においても、これまで北海道、北海道猟友会と一緒に、国有林におけるエゾシカ捕獲に積極的に取り組んできており、こうした中で、このような事故が発生したことは本当に残念でなりません。

エゾシカ被害対策を着実に推進していくためには、狩猟者の皆様による関係法令と狩猟ルールへの遵守は絶対に不可欠なものであり、そのことは、私たちの職員も含め、森林内で働く人々の命とその家族の生活を守ることになることはもちろん、狩猟者の皆様自身やご家族の生活を守ることになります。

今回、北海道内の国有林について、平成31年1月15日から3月31日までの間を銃器を用いた狩猟禁止としたのは、当局の職員の死を絶対に無駄にしないという強い決意の下、狩猟者の皆様方に、狩猟は一步間違えれば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っており、各人が重い責任を背負っているのだということを今一度自覚していただき、関係法令と狩猟ルールに照らして、もう一度自らのこれまでの行動を深く省みる機会としていただきましたからです。

北海道森林管理局はエゾシカ捕獲の担い手である狩猟者の皆様と一緒に、これからも銃猟における安全対策の徹底とエゾシカ被害対策の推進に取り組んでいく考えです。狩猟者の皆様には、以上の趣旨を十分に理解していただけるものと固く信じて、私からのお願いとします。

平成30年12月11日

北海道森林管理局長

新島 俊哉